標柱二十二号から一二二度三八分三秒　二十三号
三〇・〇五七メートルの地点
標柱二十三号から一七七度二四分九秒　二十四号
二六・六七八メートルの地点
標柱二十四号から二〇一度一六分四六秒　二十五号
二三・五〇一メートルの地点
標柱二十五号から一五六度一分一四秒　二十六号
一九・四六一メートルの地点
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ミヤリ川右支渓一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番地内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十一年国土交通省告示第七百九十五号で指定した同号二に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から三二二度三〇分二九秒　一号
五一九・七二二メートルの地点
標柱一号から六六度五九分六秒　二号
一九・六三八メートルの地点
標柱二号から一五二度一二分四秒　三号
七・四一五メートルの地点
標柱三号から二三八度四七分四二秒　四号
二〇・五七一メートルの地点
標柱四号から二九三度四〇分二八秒　五号
一・八九八メートルの地点
標柱五号から三五一度二〇分七秒　六号
四・五〇〇メートルの地点

○国土交通省告示第十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年一月七日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
加納北沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県賀茂郡南伊豆町加納
字朝倉　一〇九番　一号
一一五番三　三号
一一二番　十一号
字狐岩山　一一三二番一　二号
一一三〇番　四号
字狐岩　一一二三番　五号
字大ノ木畑　一一二七番三　六号
一一一七番　七号
字朝倉口　一一一六番　八号から十号まで
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上野川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示第千六百二十八号及び平成二十三年国土交通省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）
静岡県駿東郡小山町中日向
字水上　五〇七番三　一号
五〇七番四地先道路敷　二号
字シビタイ　五一〇番一　三号
七三〇番一　四号
七三〇番五　五号
字ヤツブリ　二五八番一　六号
二五五番地先道路敷　七号
二五七番　八号
三三九番　九号
三三八番　十号及び十一号
三三七番三　十二号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
谷戸川右支川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
静岡県伊豆の国市田京
字北洞　一四八三番一　一号、三号及び四号並びに九号から十八号まで
字榧木洞　九五五番一　二号
九五五番二　五号から七号まで
九五五番四地先道路敷　八号

○国土交通省告示第十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。
平成二十五年一月七日
国土交通大臣　太田　昭宏
一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
坪谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷（昭和三十九年建設省告示第二百八十二号で指定した土地の区域を除く。）
滋賀県長浜市徳山町
字坪谷　一番四及び一番五　五〇番から五五番まで
五六番一及び五六番二
五七番一及び五七番二
五八番一及び五八番二
五九番一から五九番四まで
六〇番から七九番まで
六一番一及び六一番二
六二番一から六二番三まで
六三番一及び六三番二
六四番一及び六四番二
六五番一及び六五番二
六六番一から六六番三まで
六七番一から六七番三まで
六八番一から六八番四まで
六九番一から六九番四まで
七〇番一から七〇番五まで
七一番一から七一番三まで
七二番一から七二番四まで
七四番二から七四番四まで
七五番二
七七番一
七八番一から七八番三まで
七九番一から七九番六まで
八〇番二
字上ノ山　二七〇番一〇から二七〇八番五四まで
二七〇八番二三二及び二七〇八番二三三
二七一四番及び二七一五番
二八〇八番
二八一一番から二八二〇番まで
二八三一番から二八三八番まで
二八四五番から二八五〇番まで
二八五二番
二八五五番及び二八五六番
字沓掛　二六九六番から二七〇二番まで
二七〇四番から二七〇七番まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）
滋賀県湖南市三雲
字風呂山　二八五六番　一号
字沓掛　二六九六番　二号及び三号
一四九二番一地先道路敷　四号
一四九二番一　五号から七号まで
ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和三十九年建設省告示二百八十二号で指定した土地の区域及びイに掲げる土地の区域を除く。）
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
風呂山谷
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　次に掲げる土地及びこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷
滋賀県湖南市三雲
字風呂山　一四九一番
二七〇八番